

## 佐賀市行政不服審査会（議事概要）

### 1 開催日時

令和2年5月25日（月） 午前10時00分から午前11時20分まで

### 2 開催場所

佐賀市役所 大財別館4階 4-1会議室

### 3 公開又は非公開の別

会長の互選 公開

不服申立て事案について 非公開

なし

### 5 出席した者の氏名

（委員）井寺修一、児玉弘、古川千津子

（事務局）池田総務部長、蘭総務部副部長兼総務法制課長、福田総務法制課参事兼文書法制室長、廣瀬総務法制課主査、高田総務法制課主査、松本審理員

### 6 会議録

#### (1) 佐賀市行政不服審査会委員辞令交付式（午前10時00分）

文書法制室長	<p>それでは、時間となりましたので、ただ今から佐賀市行政不服審査会委員の辞令交付式を始めさせていただきます。</p> <p>私、本日の進行を務めさせていただきます総務法制課文書法制室長の福田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日ご出席いただきました委員の皆様は、令和2年5月17日から令和4年5月16日までとなっております。これから2年間、よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様のお席上には本市からの委員委嘱の辞令書を配布しております。略式ながら辞令交付に代えさせていただきます。辞令書のご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、総務部長から一言皆様にご挨拶を申し上げます。</p>
総務部長	<p>皆様、おはようございます。総務部長の池田でございます。</p> <p>このたびは、行政不服審査会委員への就任につきまして、こころよくお引き受けいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご承知のとおり、不服申立制度につきましては、平成28年に抜本的な見直しが行われ、裁決の客観性・公平性を高めるため、第三者機関として本審査会を設置しているところであり、大変重要な機関であると認識しております。</p>

	<p>本市に置きますとは、昨年以降、戸籍の附票の写しの不交付決定処分に関する案件、国民健康保険税税額決定処分に関する案件、そして補装具費支給決定処分に関する案件と、分野の異なる案件が続きました、本審査会においてご審議いただきました。</p> <p>今後、審査請求があり、本審査会に諮問することとなりました場合には、委員の皆様にご審議をお願いすることになりますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>最後になりますが、本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。</p>
文書法制室長	<p>委員の皆様、これから2年間どうぞよろしくお願ひします。それでは、これもちまして、佐賀市行政不服審査会委員辞令交付式を終了いたします。</p>

(2) 佐賀市行政不服審査会（午前10時03分）

文書法制室長	<p>引き続きまして、行政不服審査会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、各委員の皆様から、自己紹介を兼ねて一言ご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
	<p><b>(委員自己紹介) ※ 井寺委員から順番に自己紹介する。</b></p>
文書法制室長	<p>ありがとうございました。続きまして、審査会事務局の職員をご紹介します。</p>
	<p><b>(事務局自己紹介) ※ 副部長から順番に自己紹介する。</b></p>
文書法制室長	<p>総務部長は、業務のため、これもちまして退席させていただきます。</p> <p>それでは、式次第4の「会長の互選」に移ります。会長につきましては、佐賀市行政不服審査会規則第2条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。どなたかご意見はありますでしょうか。</p>
	<p><b>(児玉委員、古川委員から井寺委員を推薦する声あり)</b></p>
文書法制室長	<p>それでは、会長を井寺委員にお願いしたいと思います。井寺委員いかがでしょうか。</p>
	<p><b>(井寺委員了承)</b></p>
文書法制室長	<p>それでは、会長を井寺委員にお願いすることに決定いたします。それでは、ここで、井寺会長に一言ご挨拶をお願いいたします。</p>

井寺会長	2年間、会長の職務をまっとうしたいと考えておりますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。
文書法制室長	ありがとうございました。 では、ここからの議事は、佐賀市行政不服審査会規則第3条第1項の規定により、「会長が、会議の議長となる」ことになっておりますので、進行を、井寺会長にお願いいたします。
井寺会長	それでは、式次第に従いまして、「6 事務局説明」に入りたいと思います。事務局から本審査会について説明をお願いします。
事務局	<b>(別紙：会議資料をもとに説明)</b>
井寺会長	ただいま、事務局から説明がありました。内容等について、何かご質問はありませんか。
	<b>(委員からの質問なし)</b>
井寺会長	特にないようですので、諮問事件の審議に入ります。
	<p><b>【諮問事件の審議】</b> 行政不服審査法に基づき審査庁（佐賀市）から本審査会に対して諮問がなされた不服申立て事案（令和2年諮問第1号）に係る前回審査会からの継続検討事項及び答申の内容について審議を行い、答申書を確定した。確定した答申書について、審査庁へ答申することとなった。</p>
井寺会長	これで会議を終了させていただきます。 それでは進行を事務局にお渡しします。
副部長	ありがとうございました。 それでは、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。 以上をもちまして、令和2年度第1回佐賀市行政不服審査会を終了いたします。

○ 終了（午前11時20分）